

【新設】（発行済株式－払込未済株式）

66の5の2-13 措置法第66条の5の2第2項第4号の「発行済株式」には、その株式の払込み又は給付の金額（以下「払込金額等」という。）の全部又は一部について払込み又は給付（以下「払込み等」という。）が行われていないものも含まれるものとする。

【解説】

- 1 令和元年度の税制改正において、過大支払利子税制（以下「本制度」という。）の条文構成が変更されたことに伴い、本制度に関する既存の取扱い（旧措通66の5の2-1から66の5の2-16まで）を廃止し、所要の見直しを行った上で、改正後の条文に沿ってその取扱い（措通66の5の2-1から66の5の2-18まで）を新たに定めている。本通達は、「発行済株式－払込未済株式」について、従来明らかにされていた取扱い（旧措通66の5の2-1）と同様の取扱いを定めるものである。
- 2 本制度の対象となる対象支払利子等の額は、支払利子等（措置法第66条の5の2第2項第2号に規定する支払利子等をいう。以下同じ。）の額のうち対象外支払利子等の額以外の金額とされているが（措法66の5の2②一）、この対象外支払利子等の額からは、法人に係る関連者が非関連者（措法66の5の2②五）を通じて当該法人に資金を供与したと認められる場合における当該非関連者に対する支払利子等の額等を除くこととされている（措法66の5の2②三）。この関連者とは、その法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の50%以上を直接又は間接に保有する関係その他の特殊の関係にある法人など一定の者をいうこととされている（措法66の5の2②四）。
- 3 ところで、外国法人の中には、その設立の根拠となった会社法等の規定により、その株式の払込み又は給付の金額（以下「払込金額等」という。）の全部又は一部の払込み又は給付（以下「払込み等」という。）が行われていない法人が存在する。この場合、その払込み等が行われていない株式についても、その効力、すなわち、株主たる地位が与えられるということになると、そのような株式を発行している外国法人について自己と特殊の関係にある者に該当するかどうかを判定する場合には、その払込み等が行われていない株式をどのように取り扱うのかといった疑義が生ずる。
そこで、本通達では、この場合の「発行済株式」には、この株式の払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものも含まれるものとして取り扱うことを明らかにしている。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の89の2-13）を定めている。